相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市宝永町五〇番地、最後の住所高知市東石立町八一番地市住九四号
被相続人　亡　松田　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日
高知市升形三番一一号徳弘ビル三階中内功法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中内　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿一三七〇番地、最後の住所福岡市西区姪の浜一丁目一九番三二号　被相続人　亡　案浦　修誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東二丁目一六番二六号
相続財産管理人　司法書士　松本　春彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡久山町大字久原五〇三番地、最後の住所福岡県福岡市東区香住ヶ丘六丁目二七番二二号　被相続人　亡　實渕　清

右被相続人の相続人のあるコとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日
福岡県福岡市中央区赤坂一丁目七番二五号
エステートモア赤坂二〇五号
相続財産管理人　弁護士　桃原　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糸島市前原西四丁目三〇八番地、最後の住所京都市右京区嵯峨広沢南下馬野町八番地　被相続人　亡　柴田　輝太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日
事務所福岡市東区馬出一丁目一〇番二号
メディカルセンタービル九大病院前六階
九州合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙木　士郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市北区清水町大字山室二二三番地、最後の住所熊本県宇城市松橋町古保山二〇五〇番地　被相続人　亡　眞島　孝則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月九日
熊本市中央区安政町七―一四森本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森本　耕司

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十八年十一月九日
一、墳墓等所在地　大阪府大阪市城東区野江三丁目九六番二
一、墳墓等の名称　城東区野江墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳（十一基）
一、改葬を行おうとする者　大阪府大阪市野江財産区　野江墓地護持会代表　黒川　憲三

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者
㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業
㈡　登録番号　千葉県知事登録旅行業第三―八一三号
㈢　商号　新三昌トラベル株式会社
㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　新三昌トラベル株式会社　市原市五井東三丁目六番一四　代表取締役　木田　雅夫
㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　市原市五井東三丁目六番一四
㈥　旅行業登録年月日　平成二十一年四月一日
二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十八年十月二十四日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。
三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。
四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十八年十一月九日
東京都港区虎の門四丁目一番二〇号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年11月９日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社タカハシテクノ　②東京都知事(2)87213　③代表取締役　高橋武治　④東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　株式会社タカハシテクノ　代表取締役　高橋武治

①日本アジア証券株式会社　②東京都知事(2)90279　③代表取締役　荻野玲　④東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目７番９号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目７番９号　日本アジア証券株式会社　代表取締役　荻野玲

①三井ホーム株式会社　②国土交通大臣(1)2531　③代表取締役　市川俊英　④東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　大阪府堺市堺区戎島町４―45―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　三井ホーム株式会社　代表取締役　市川俊英

①株式会社ウェイブダッシュ　②東京都知事(1)99000　③代表取締役　河野由紀　④東京都千代田区霞が関三丁目2番6号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区霞が関三丁目2番6号　株式会社ウェイブダッシュ　代表取締役　河野由紀